

単 価 契 約 書 (参 考)

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院 院長 神宮寺禎巳（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、

乙が検査試薬を甲に供給し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

1	薬品・メーカー・規格	別紙のとおり
2	単 価	別紙のとおり
3	契 約 期 間	平成30年12月1日 ～ 平成36年4月30日
4	受 渡 場 所	山梨県立中央病院
5	予 定 数 量	別紙のとおり

第2条 契約保証金は、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第3号（平成22年4月1日規程第26号）の規定により免除する。

第3条 乙は、第1条第3号の契約期間中、甲の発注あるごとに、その都度甲が指定する日までに指定する数量を納入するものとする。

第4条 乙は、契約薬品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するとともに、納入の際、納入物品のロット番号及び有効期限を記入した納品書を提出し、甲の指定した職員の検査に合格しなければならない。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。
- 3 納入物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

第5条 甲は、検査を完了した後、乙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

- 2 前項の請求額は、第1条に定める単価に納入量を乗じた金額に、該当金額の100分の8に相当する金額を加算した金額とする。

第6条 納入後、薬品の有効期限内に甲の正常な管理のもとにおいて生じたと認められる製品の変質等については、乙は、甲の請求により直ちに自己の負担において交換するものとする。

第7条 この契約締結後において市場価格等に著しい変動のあった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

第8条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに、物品を納入しない場合には、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。

- 2 前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、売買代金に対し、年5パーセントを乗じて得た額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第9条 甲の責めに帰する理由により、第5条の支払期限までに、売買代金を支払わない場合は、甲

は乙に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰する理由により、第5条の支払期限までに売買代金を支払わない場合は、乙は甲に対して、第5条の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に100円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

第10条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催促なしにこの契約を解除するものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として予定数量から納入済みの数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

第11条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程の定めるところによるものとする。

第12条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月1日

甲 甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人 山梨県立病院機構
山梨県立中央病院 院長 神宮寺 禎巳

乙